

## こども未来政策と支援金制度

万葉の歌人・山上憶良は「銀も金も玉も何せむにまされる宝子に如かめやも」と歌ったが、こどもは1951（昭和26）年に制定された「児童憲章」

前文にあるように、「人として尊ばれる」「社会の一員として重んぜられる」「よい環境の中で育てられる」ものであって欲しいことは古今東西を問わず多くの人にとって共通の願いである。しかし、社会経済の變化が進む中、こどもを取り巻く環境も激変し、少子化、ひとり親家庭の増加とこどもの貧困、児童虐待の増加などが、日本の将来に大きな不安を投げかけている。

わが国で初めて健康保険法が施行された前年の1926（大正15・昭和元）年、出生数は210万人、死亡数116万人で人口は前年から94万人増加して6074万人であった。約100年後の2023（令和5）年、日本人の人口は6月1日現在で1億

2144・8万人と倍増しているが、前年同月と比べて82・4万人減少して、年間出生数も75万人を下回る見込みである。

わが国は既に本格的な「人口減少時代」に突入しており、2100年には高齢化率が40%を超える「年老いた国」になるとの推計もあることから、出生力の回復を目指す「人口戦略」とこどもの心身ともに健やかな成長に資する「こども政策」は内政上最大の課題といえる。

人口の著しい減少と高齢化は、社会保険制度を基軸としているわが国の社会保障に大きな影響を与えている。政府は「次元の異なる少子化対策」として「こども未来戦略方針」を掲げ、「2030年代初頭までに、国の予算の倍増を目指す」方針の下で、必要な財源を確保するため新たに「支援金制度」が創設されることになった。医療保険の保険者を通じて支援金を徴収し、拠出額は負担能力に応じて決め

る仕組みとされており、医療や介護の歳出改革を行って保険料の伸びを抑制して国民に実質的な追加負担が生じないこととされている。

少子化の流れを変えることは困難かつ長期にわたる課題であるが、スウェーデン・フランス・ドイツなどの例を見ても、若者世代の仕事と子育ての両立を可能とする働き方改革とこどもの生活環境改善に向けた取り組みを官民挙げて進めていくことができれば、実現可能な課題でもある。

健保組合・健保連は、このような観点から新たな法律に基づいて、年齢を問わず負担能力に応じて負担する新たな「支援金制度」に実務上の協力をする事になった。医療保険者としての本来業務ではないが、社会保障制度の将来にわたる持続性の確保とこどもの健やかな成長に資することができるよう適切に協力していきたい。